

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の導入に向け、検討を行った。

2. 平成20年度における環境配慮契約の締結状況

(1) 自動車の購入に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

(2) 電気の供給を受ける契約

電力供給事業者の参入について複数社から意見聴取したところ、年間電力使用量の関係から、再度、導入単位について検討を行う必要が生じたため、平成20年度において裾切り方式による入札を行い契約を締結したものはなかったが、平成21年度導入に向けて継続検討中である。

3. その他環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。